

議第6号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月10日提出

市会運営委員会

委員長 渡 邊 忠 則

横浜市会規則（番号）

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議員は」の次に「、公務」を、「出産」の次に「、育児、看護、介護、配偶者の出産補助」を加え、「事由により」を「やむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする議員は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第67条中「委員は」の次に「、公務」を、「出産」の次に「、育児、看護、介護、配偶者の出産補助」を加え、「事由により」を「やむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする委員は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

本会議及び委員会の欠席の届出に関する規定の整備を図るため、横浜市会会議規則の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会会議規則（抜粋）

（ 上段 改正案 / 下段 現行 ）

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため事由により出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする議員は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（欠席の届出）

第67条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため事由により出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに委員長に届け出なければならない。

2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする委員は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。